

運航に係る業務の委託の運用指針等の一部改正について

1. 背景

国土交通省は、「運航に係る業務の委託の運用指針」に基づき、航空運送事業者が客室乗務員による客室保安業務を委託することについて、安全を確保する上で必要な一定の要件を満たす場合に限り、客室保安業務を管理する業務又はこれを補佐する業務（以下「客室管理業務」という。）を除いて認めています。

今般、規制改革会議が決定した「規制改革推進のための第1次答申」（平成19年5月30日）において、「他の航空会社の従業員の活用を容易にするため、運航の安全確保を前提として、機長の指揮命令の実効性の担保手段を明確化した上で、運客一体化条件（客室乗務員の責任者と運航乗務員が同一会社でなければならないとする規則）を見直すべきである」と指摘されたことを受けて検討してきた結果、従前の要件に加え、さらに上乗せの安全上の要件に適合する場合に客室管理業務を含めた客室保安業務の委託を認めることができるよう、「運航に係る業務の委託の運用指針」等を改正することといたしました。

2. 改正の概要

- 同じ型式の航空機を用いて同等若しくは類似した方式により日常業務を実施している他の航空運送事業者又は当該業務を専門的に実施する者に限り、客室管理業務を除く客室保安業務を委託することを認めていましたが、改正後は、これに加えて、同じ型式の航空機を用いて同等の方式により日常業務を実施している他の航空運送事業者だけに限り、客室管理業務を含めて客室保安業務を委託することを認めることとします。
- 新たに客室保安業務を委託する場合又はその委託先を変更する場合、航空法第109条に基づく事業計画変更認可及び同法第102条に基づく運航管理施設等の検査の対象となることを明確にします。

なお、従来も設定している以下の要件については、客室管理業務を含めて客室保安業務を委託する場合においても、同様に適用されます。

- ・委託者は、委託開始前及び定期的に委託先を監査すること。
- ・委託先による業務は、委託者の運航規程等に従って適切に実施されること。
- ・委託先が日常業務を行っている航空機の性能・仕様の一部が、委託者が使用する航空機の性能・仕様と異なっているときは、委託先の客室乗務員に対して相違点訓練を含む教育訓練が適切に実施されること。 等

3. 今後の予定

平成20年3月末に「運航に係る業務の委託の運用指針」等を改正します。